

令和8年度第2回個人住民税検討会 地方団体ヒアリング回答（毛呂山町）

- 1 令和8年度税制改正で、所得税については、以下の措置が講じられた。
 - ・物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みの創設
 - ・「三党合意」を踏まえた更なる対応としての基礎控除の特例これを踏まえ、個人住民税の基礎控除等について、地方団体の立場から見解を伺いたい。
- ①物価上昇を踏まえた一定の対応（基礎控除の引上げ等）についてどのように考えるか
- ②所得税の基礎控除の特例（三党合意を踏まえた対応）について、個人住民税において対応すべきか
- ③非課税限度額については、これまで生活保護基準の見直しの際に検討してきたが、どのように対応をすべきか

回答

まず、基本的な認識として、個人住民税は、住民の皆様が地域社会の費用を広く分担する、いわば「地域社会の会費」としての性格を持つ地方の基幹税目です。所得の再分配を主眼とする所得税とは、制度の目的も性格も異なるものです。所得税の見直しをそのまま個人住民税に反映させるべきものではないと考えます。

本町における令和8年度当初予算の歳入総額は、120億3,000万円です。このうち町税が38億4,437万7,000円で、歳入の32.0%を占めています。そして、その町税の中でも個人町民税は16億2,299万3,000円と、町税の42.2%、歳入全体で見ても約13.5%を占めております。

個人町民税の減収は、住民の皆様の生活に直結する福祉、教育をはじめとした各種住民サービスが直ちに影響を受けることになります。

①物価上昇を踏まえた一定の対応（基礎控除の引上げ等）について【税務課作成】

所得税と同様に物価上昇に自動的に連動して基礎控除を引き上げる仕組みを個人住民税に導入することについては、慎重に検討されるべきものと考えます。

本検討会の資料に、「所得税の基礎控除の引上げのタイミングで1～2万円を引き上げる」という対応例が示されておりましたので、仮に令和8年度の課税ベースで基礎控除を2万円引き上げた場合の影響額を試算しますと、本町では約3,000万円の減収が見込まれ、個人町民税予算額の約1.8%に相当します。

この影響額の規模が、本町の事業にどれくらいの影響を与えるのか、具体的な事業例をお示しします。

本町では、総合振興計画において町が重点的に推進する取組をリーディングプロジェクトとして位置づけています。その取組のひとつ、少子化対策プロジェクトにおい

ては第2子以降保育料無償化事業として約2,700万円を計上しています。基礎控除を2万円引き上げた場合の影響額はこの事業の予算額以上の規模であり、町独自の主要事業が実施できなくなる規模です。

また、基礎控除の引上げは、単年度ではなく毎年度続く減収になります。そして、物価に連動する仕組みであれば、物価上昇のたびにこの減収がさらに積み上がっていくことになります。本町にとって、この予見不可能な減収の累積は、財政運営上、極めて深刻な問題となるものと考えています。

②所得税の基礎控除の特例（三党合意を踏まえた対応）について、個人住民税において対応すべきか【税務課作成】

所得税の基礎控除の特例は「年収の壁」対策、物価高対策という国政上の政策判断に基づく措置です。地域社会の会費という住民税の性格から見ると、その目的が全く異なります。

また、個人住民税の制度に時限措置を組み込めば、制度の安定性や簡素性が損なわれます。

①で申し上げましたとおり、町財政への影響は大きく、基礎控除一律2万円引上げで約3,000万円の減収となる見込みです。これに加えて収入区分に応じた上乗せまで適用される場合は、さらに大きく、かつ変動的な減収となります。

事務負担においても、給与収入の区分に応じた複雑な上乗せ計算は、限られた職員で賦課徴収を行っている本町にとって、システム改修への対応や住民への説明機会の増加など、大きな事務負担増となります。

国が政策的に負担軽減を図るのであれば、それは国税である所得税の制度の中で完結させることが望ましいと考え、個人住民税で対応すべきものではないと考えます。

③非課税限度額については、これまで生活保護基準の見直しの際に検討してきたが、どのように対応をすべきか【税務課作成】

これについては、生活保護基準の動向を勘案しつつ、他制度への影響も含めて丁寧に検討すべきであり、生活保護基準との機械的な連動には慎重であるべきと考えます。

非課税限度額は、生活保護基準程度の所得の世帯をできる限り非課税とするという趣旨の制度で、低所得者への配慮という点では、住民税の性格とも両立します。物価上昇への対応としては、基礎控除の一律引上げよりも合理的な選択肢と考えられますが、過去の生活保護基準の見直しの際には、非課税限度額を直ちには連動させず、据え置いた経緯があります。これは、非課税から課税となった場合の急激な負担増や、非課税限度額を基準とする医療・介護などの他制度への波及を避けるための、慎重な配慮であったものと捉えています。

今後においても、生活保護基準の見直しの内容を確認したうえで、非課税から課税となった場合の急激な負担増や他制度への影響を十分に見極め、総合的に判断すべきものと考えます。

2 所得税の基礎控除の引上げについて、本則部分は見直し前の控除額に税制改正時における直近2年間の消費者物価指数（CPI）の上昇率を乗ずることで調整するルールが創設された。

これを踏まえた対応として、以下のような【対応例】が考えられるが、それぞれについて、

- ① 課税事務への負担
- ② システム整備に係る負担
- ③ 自治体の財政運営に及ぼす影響
- ④ 他制度（特に自治体独自の福祉施策等）への影響（例：給付対象者の増加、所得を把握できない者の増加による影響等）

についてご意見を伺いたい。

【対応例】

- 所得税の本則部分の引上げルールを踏まえ CPI を踏まえて検討しつつ、
 - ア 3年に一度など、一定期間のトレンドを踏まえて引上げ額を決定する。
 - イ 所得税の引上げタイミング（2年ごと）に1～2万円程度を引き上げる。
 - ウ 非課税限度額の見直し検討のタイミング（生活保護基準が見直される5年に一度）に合わせて検討する。
- 引上げの際には、所得により引上げ幅を変えるなどの、複雑な要件設定はせず、金額（現行、最大43万円）を定額で引き上げるのみとする。

回答

①課税事務への負担【税務課作成】

「イ（2年ごと）」のような控除額の頻繁な変更は、賦課事務の複雑化や問い合わせ対応の増加を招きます。

基礎控除額が変動するたびに、課税資料の判定ロジックや計算式を確認する必要があり、引き上げのタイミングが頻繁になれば、例えば過年度分の課税が発生した場合などに課税誤りのリスクが高まり、住民の行政に対する信頼を損ねる可能性も高まります。また、「なぜ今年から控除額が変わるのか」、「私の税額はどう変わったのか」などの個別の問い合わせが増加し、限られた人員での対応が困難になる恐れがあります。

「ア（3年に一度）」、「ウ（5年に一度）」といった、比較的スパンの長い検討サイクルの方が、事務の平準化の観点からは現実的であると考えます。

引上げ方法を「定額・一律」とすることは課税事務の観点からは簡素で望ましいものと考えます。

②システム整備に係る負担【税務課作成】

システム改修費は、その頻度が高くなるほど財政負担が大きくなります。本町の

システムベンダーによると、基礎控除の変動に関するシステム改修はその都度必要となるということです。「イ（２年ごと）」といった短いサイクルでの改修は、財政負担が大きくなるだけでなく、ベンダー側の改修コストも押し上げる可能性があります。併せて、多くの自治体が同一時期に改修を行うため、ベンダー側のリソース不足による遅延や改修費用上昇のリスクも高まるものと推測されます。

システムへの影響を最小限にするため、控除額の変更は「定額での引き上げ」のように、要件を簡素化するのがよいのではないかと考えます。

また、改修に伴う財源措置も必要なものと考えます。

③自治体の財政運営に及ぼす影響【税務課作成】

基幹税である個人住民税の税収減は、単なる数値上の減少にとどまらず、基礎自治体としての機能を弱体化させる恐れがあります。

基礎控除の引き上げは、確実に納税者数を減少させ、所得割の税収を押し下げます。特に本町のように規模が小さい自治体では、安定財源である個人住民税の減少が歳入全体に及ぼす影響は非常に大きいものです。

国の政策として基礎控除額を変更するのであれば、例えば減収分を地方交付税等の算定において確実に補填する仕組みが不可欠であると考えますが、自主財源が依存財源となること自体、地方自治の観点から望ましいものではないと考えます。

例えば、減収分は地方特例交付金等により、地方交付税とは別枠で確実に全額補填するといった仕組みが必要ではないかと考えます。

少子高齢化の進行による社会保障費の増加、人口減少による個人住民税の減収が見込まれる中、恒久的な税収減は地方自治体の持続可能性を揺るがす懸念があります。

④他制度（特に自治体独自の福祉施策等）への影響（例：給付対象者の増加、所得を把握できない者の増加による影響等）【福祉課作成】

介護保険料、保育料、医療費助成、障害福祉サービスなど、多くの福祉サービスにおいて、住民税の課税状況は利用者負担額を決定する重要な指標となっています。

障害福祉サービスは、非課税世帯や低所得者に対して手厚いサービスを実施しています。基礎控除額の引上げによる非課税世帯の増加、低所得者の負担区分の変更などにより、給付対象者が増加し、町の財政支出（扶助費）も増加するものとなります。また、住民税の申告不要層が増加することにより、所得が把握できない場合、上位区分に仮決定し、後からの申告勧奨により、差額を還付するなどの事務フローとなることが考えられます。本来低所得である利用者に一時的な経済的負担を強いることになり、サービス利用の抑制にもつながる恐れがあります。